

第 5 章

計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課及び社会福祉協議会の連携を強化するとともに、関連する個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

(2) 市民・地域との連携

本計画を推進していくためには、市民や地域との連携を図っていくことが必要です。そのためには本計画の理念や方向性などについて共有する必要があることから、本計画について広く市民に周知します。

特に、本市においては地域での福祉活動を推進する核となる学区福祉委員会が組織されており、行政や社会福祉協議会と連携しながら計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理体制

本計画に基づく地域福祉の取組を推進していくために、各取組の進捗状況や課題を整理し、施策の実施状況を評価します。

地域福祉活動に取り組む団体から構成する「岡崎市地域福祉計画事業検討部会」において、計画内容を推進するための取組について、提案・調査・検討を行います。また、住民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「岡崎市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗管理や評価、見直しを行い、地域主体の地域福祉活動の実現、推進につながるよう努めます。

■PDCAサイクルのイメージ

